

新型コロナの慰労金 医療、介護、福祉従事者に支給決定

昨日(5/27)政府は、新型コロナウイルス感染症への対策を大幅に拡充する31兆9114億円の2020年度一般会計第2次補正予算案を閣議決定しました。医療・介護分野の主な項目は右表の通りです。なお全事業が全額国費負担です。

○新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(2921億円)

医療従事者ら(職種を問わず、患者と接する可能性のある全職員が対象)約310万人に1人当たり5万~20万円が支給されます。給付額は次のようになっています。

●都道府県から役割を設定された医療機関等(重点医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センターなど)に勤務し、実際にコロナ患者に診療などを行った医療機関(79万人想定) ⇒ 20万円

●上記医療機関に勤務しながら、実際にコロナ患者の診療がなかった場合(35万人想定) ⇒ 10万円

●その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し、患者と接する医療従事者や職員(196万人想定) ⇒ 5万円(入院患者を受け入れた場合には20万円)

●軽症者向けの宿泊施設で働く職員 ⇒ 20万円

支給方法の詳細は検討中ですが、一定の勤務日数などが要件となる見通しです。

●軽症者向けの宿泊施設で働く職員 ⇒ 20万円

○院内感染対策費

●新型コロナウイルス感染症疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関：陰圧装置や簡易ベッド、簡易診察室、HEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、消毒経費などの実費(上限額は下記)

| | | | | | |
|-------------------------------|--------|--------|--------|----|---------------|
| 99床以下 | 2000万円 | 100床以上 | 3000万円 | 追加 | 100床ごとに1000万円 |
| 新型コロナ患者の入院受入れ医療機関に対する上記の額への加算 | | | | | 1000万円 |

●上記に該当しない医療機関や薬局など：消毒や発熱者の動線確保などの対策費用の実費(上限額は下記)

| | | | |
|-------------------|-----------------|--------------|-------|
| 病院 | 200万円 + 5万円×病床数 | 有床診療所(医科・歯科) | 200万円 |
| 薬局、訪問看護ステーション、助産所 | 70万円 | 無床診療所(医科・歯科) | 100万円 |

○診療報酬の概算前払い(問合先：会保険診療報酬支払社会保険診療報酬支払基金本部 概算前払事務局：03-3593-8180)

6月の資金繰り対策として1.27兆円を財政融資から賄い、福祉医療機構の優遇融資が拡充されます。

6月5日までに申請を行った保険医療機関等(保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護ステーション)については、特例的に6月下旬に、4月診療分診療報酬等(診療報酬・調剤報酬・訪問看護療養費)の支払に加えて、5月診療分診療報酬等を概算前払する。

●概算前払の額は2019年12月~2020年2月診療分(2020年2~4月支払分)の平均診療報酬等支払額から4月診療分の診療報酬等支払を減じた額に10/8を乗じた額(千円未満の端数は切り捨て)

●概算前払された診療報酬等については、7月下旬に支払われる5月診療分診療報酬等の支払時に減額調整

介護・障害福祉事業所に対する支援

○感染症対策の徹底支援；感染症対策を徹底した上での介護サービス提供の支援
感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等の感染症対策実施のためのかかり増し費用

○介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給

●新型コロナウイルス感染症が発生または濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者や接する職員 ⇒ 20万円

●上記以外の施設・事業所に勤務し利用者や接する職員 ⇒ 5万円

○サービス再開に向けた支援

ケアマネジャーや介護サービス事業所によるサービス利用休止中の利用者への利用再開支援(アセスメント、ニーズ調査、調整等)等

●新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的拡充(国庫負担10/10)【2兆2,370億円】

- 医療提供体制の整備等について、新たにメニューを追加
 - 重点医療機関への支援、医療従事者等への慰労金の支給、救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策、医療機関・薬局等の感染拡大防止等のための支援等
- 介護・福祉分野の支援についても、新たに対象に追加
 - 感染症対策を徹底したサービス等の提供するために必要な経費、介護・障害福祉事業所の職員への慰労金の支給、サービス利用の再開支援等

●医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充【365億円】※この他、貸付原資として1.32兆円を財政融資

- (独)福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資の拡充
- 融資までの対策としての診療報酬等の一部の概算前払いに必要な借入利子等の補助

●医療用物資の確保・医療機関等への配布等【4,379億円】※この他、予備費により1,680億円

- サージカルマスク、N95マスク、ガウン、フェイスシールド、手袋といった個人防護具等を買上げ、必要な医療機関等に優先配布、必要に応じて備蓄

●薬局における薬剤交付支援事業【11億円】

●介護・障害福祉分野における感染拡大防止等への支援【3.3億円】

- 事業所職員が医療的見地からの相談を受けられる窓口の設置、専門家による実地指導等

●就労系障害福祉サービスの活性化等福祉サービス提供体制の確保【22億円】

- 生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所の再起を支援

●医療的ケア児者への衛生用品等の優先配布【9.4億円】

※上記取組にあわせて、診療報酬において、重症・中等症患者の診療や医療従事者の感染リスクを伴う診療等に係る特例的な評価を行う。

【事業の流れ】

